



2025年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ シ オ ネ ク ス ト  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長兼CEO 肥塚 雅博  
(コード番号:6526 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 広 報 I R 室 長 中島 弘雅  
(TEL.045-568-1000)

## 業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)および取締役を兼務しない執行役員(以下、「執行役員」という。)を対象とする業績連動型株式報酬制度の一部を改定し、現行の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(以下、「現行制度」という。)に代えて、対象取締役および所定の要件を満たす執行役員(対象取締役とあわせた総称を、以下、「対象取締役等」という。)を対象とする株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬BIP信託」(以下、「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

これにより、当社は、対象取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関する議案を 2025年6月26日開催予定の第11回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することといたします。なお、今回の制度変更に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針についても一部改定をいたします。

また、本制度の導入に伴う対象取締役等に対する報酬等の額および内容改定に係る議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、2022年7月27日の臨時株主総会のみなし決議において承認をいただきました現行制度に関する報酬枠について2025年3月期をもって廃止し、以後新たに譲渡制限付株式の割当ては行わないこととします。ただし、既に付与した譲渡制限付株式、および2025年3月期を対象として、これから付与する予定の譲渡制限付株式は、今後も存続します。

### 記

#### 1. 本制度の目的・改定の主旨等

- (1) 当社は、当社グループの事業成長と事業変革の更なる進展、そして企業価値を意識した経営活動への取り組みがより促進されることを期待し、また市場の株式報酬水準に近づけて内外の人材を確保するために、株式報酬制度改定の検討を指名・報酬委員会にて行い、現行制度に代えて、本制度を導入することといたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みを採用します。  
本制度は、対象取締役等の役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)を対象取締役等に交付及び給付(以下、「交付等」という。)する制度です。
- (4) 本制度の導入により、当社の対象取締役等の報酬は、「基本報酬」、「インセンティブ報酬(現金)」及び本制度による「インセンティブ報酬(株式)」により構成されることとなります。
- (5) 当社は、対象取締役等の人事・報酬等に対して助言・提言を行うことにより、その独立性・客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報

酬委員会を設置しており、本制度の導入については、同委員会の審議・答申を経ております。

- (6) 業績連動型株式報酬制度に関する基本的な考え方については、現行制度における考え方を維持しつつ、インセンティブ報酬とりわけインセンティブ報酬(株式)を拡大する方向で、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針につき、本制度の導入に伴う改定に加え、次のとおり一部改定をいたします。

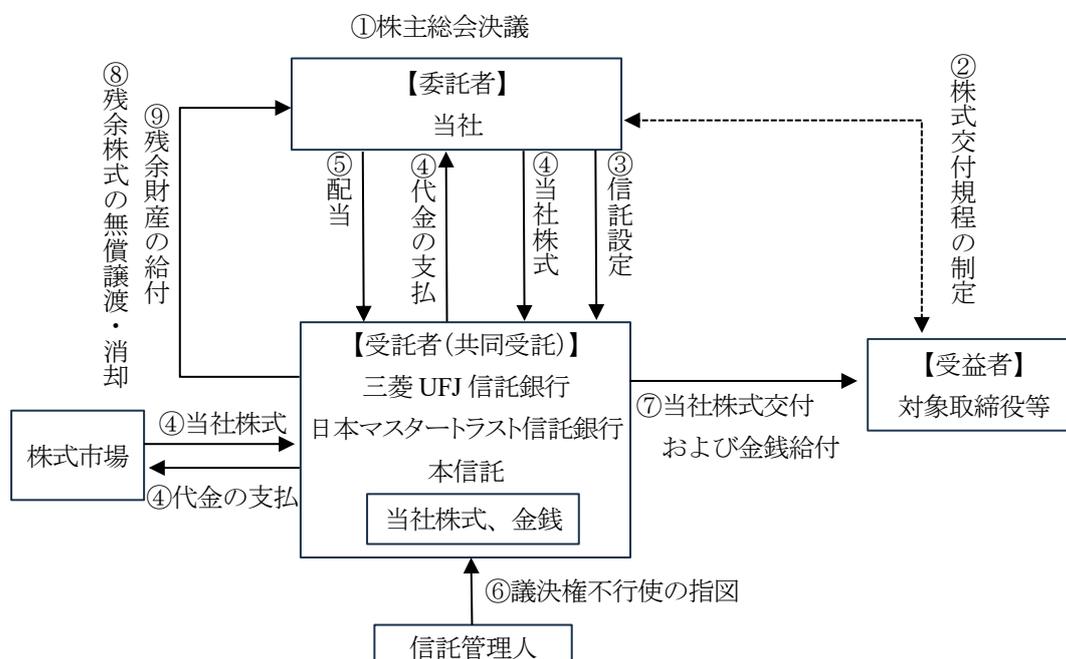
項目	改定前	改定後
インセンティブ報酬(現金・株式)の構成・支給手続	・評価指標の達成度が150%を超える場合、インセンティブ報酬(現金)のうち150%を超過する部分の全部または一部について、インセンティブ報酬(株式)として支給できる	・評価指標の達成度が0~200%の範囲で、インセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給できる

## 2. 本制度の内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」という。)を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社が定める取締役株式交付規程または執行役員株式交付規程に従って、当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です(詳細は下記(2)以降のとおり。)

### 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において対象取締役等の報酬に係る承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会の決議により、本制度に関する規程として株式交付規程(取締役株式交付規程および執行役員株式交付規程)を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、対象取締役等を受託者とする信託(本信託)を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で当社が拠出した金銭を原資として、当社株式を株式市

場または当社から取得します。

本信託が取得する株式数は①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内とします。

- ⑤ 本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権の行使をしないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、毎事業年度における対象取締役等の役位及び業績目標の達成度等に応じ、対象取締役等に一定のポイントが付与され、当該ポイントを累積します。対象取締役等は、原則として退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続利用するか、または本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 本信託の終了による清算時に、受益者に当社株式の交付が行われた後の残余財産は、後記(10)のとおり信託留保金を超過する部分を除き、帰属権利者たる当社に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 対象取締役等への当社株式等の交付等により、本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出する可能性があります。

## (2) 本制度導入に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金(下記(4)に定める。)の上限額および対象取締役等に対して付与するポイント(下記(5)に定める。)の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)による本信託の継続を行う場合には、本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会決議により決定します。

## (3) 信託期間

当初の信託期間は、2025年8月(予定)から2028年8月(予定)までの約3年間とします。但し、信託期間の満了時において、下記(4)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

## (4) 信託金の上限額および本信託による当社株式の取得方法

当社は、対象取締役等に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に対象取締役等の報酬等として拠出する信託金の上限を、1,150百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額(当初の対象期間である3事業年度については3,450百万円)としたうえで、かかる信託金を対象取締役等の報酬等として拠出し、対象取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分)から取得します。当社は、対象期間中、対象取締役等に対するポイント(下記(5)のとおり。)の付与を行い、原則として当該対象取締役等の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。また、対象期間中に本信託内の残余株式が対象取締役等に交付すべき株式数に不足する場合には、上記上限額の範囲内で本信託に追加拠出を行い、当社株式を追加取得することがあります。

なお、本信託の信託期間満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、従来の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認された金額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間

中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間末日に本信託内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認された金額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時(上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時)に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、対象取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限等

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、信託期間中の役位および業績目標の達成度等に応じて、付与されるポイント数により定まります。また、原則として対象取締役等の退任時にポイントの累積値(以下、「累積ポイント」という。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

本信託の信託期間中に対象取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、1,000,000ポイントに対象期間の年数である3を乗じた数とし、対象期間について対象取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数(以下、「上限交付株式数」という。)とします。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間に対応する上限交付株式数は3,000,000株となります。

なお、上記(4)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数についても上記と同様とします。この上限交付株式数は、上記(4)の当社が拠出する金銭の上限を踏まえて、直近の自己株式取得に係る検討の際に用いた株価等を参考に設定しています。

■『ポイントの算定方法』

1. 対象取締役等の報酬構成

対象取締役等の報酬構成は下表のとおりとし、本制度にかかる報酬は下表のうち「インセンティブ報酬」の「株式」欄記載の報酬として支給する。

報酬の種類		概要	固定/変動	支給方式	構成割合 (注)2
基本報酬		責任の範囲および当社における役割(役位)に基づき基本報酬として固定金額を毎月支給	固定	現金支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度1年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金(賞与)を毎年支給	変動	株式支給	20%
	株式 (注)1	対象年度1年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として原則として退任時に株式を支給			20%

(注)1. 株式の支給については、株式交付信託に基づく「役員報酬 BIP 信託」を用いて、毎事業年度の終了後に、評価に応じたポイントが付与され、原則として対象取締役等の退任時に、当該ポイントの累積値に相当する株式が交付されることにより行われます。

2. 構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、0~200%の範囲で、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

2. ポイントの算定方法

各対象取締役等に毎年付与するポイントは、各対象取締役等の役位別基本報酬額(年額)、定量項目(売上高、営業利益額、商談獲得金額)および定性項目(事業変革、成長戦略、ESG対策等)から成る業績目標の達成度(0~200%の範囲内で評価)、ならびに業績評価期間中の在任期間等に応じて決定する。

(6) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

対象取締役等は、その退任時に以下の『株式交付条件』のいずれかに該当した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(5)に基づき決定される付与ポイント数に相当する数の当社株式等の

交付等を受けるものとします。なお、対象取締役等の退任前に本制度が廃止された場合には、在任中の対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(5)に基づき決定される付与ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該対象取締役等は、所定の受益権確定手続を行うことにより、当該ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式(単元未満株式は切捨て)について交付等を受け、残りのポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、信託期間中に対象取締役等が在任のまま死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

『株式交付条件』	
1	任期满了により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
2	任期满了および死亡以外の正当な理由により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
3	在任中に死亡した場合

(7) マルス・クローバック制度

対象取締役等の業務執行に起因して重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合または対象取締役等(信託期間中に対象取締役等が在任のまま死亡した場合の当該対象取締役等の相続人を含みます。)が禁錮以上の刑に処せられる等の当社が定める欠格事由に該当した場合には、当該対象取締役等(信託期間中に当該対象取締役等が在任のまま死亡した場合の相続人を含みます。)に対し、交付等がなされる予定の当社株式に係る受益権の没収(マルス)または交付等した当社株式等相当の金銭の返還請求(クローバック)を求めることがあります。

(8) 本信託内の当社株式に係る議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(9) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(10) 本信託の終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、当社は、株主への還元策として、本信託から当該残余株式の無償譲渡を受け、これを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、当社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【ご参考】 信託契約の内容

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| (1) | 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                      |
| (2) | 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与                           |
| (3) | 委託者   | 当社   |
| (4) | 受託者   | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)<br>(共同受託者日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |

(5)	受益者	対象取締役等
(6)	信託管理人	当社と利害関係のない第三者
(7)	信託契約日	2025年8月20日(予定)
(8)	信託の期間	2025年8月(予定)～2028年8月(予定)
(9)	制度開始日	2025年8月31日(予定)
(10)	議決権行使	行使しない
(11)	取得株式の種類	当社普通株式
(12)	信託金の上限額	3,450,000,000円(信託報酬・信託費用を含む。)
(13)	株式の取得日	未定
(14)	株式の取得方法	当社(自己株式処分)または株式市場より取得
(15)	帰属権利者	当社
(16)	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金の範囲内とします。

以 上